

# 協働環境委員会会議録

令和4年2月2日(水)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 10:25

## 【 案 件 】

### 1. 地域公共交通について

## 【 報告事項 】

1. 第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画(素案)の策定について (人権・同和政策課)
2. 工事請負変更契約について (環境対策課)

---

## ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「地域公共交通について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

## ○地域公共交通対策課長

それでは説明させていただきます。令和4年度のコミュニティ交通の運行計画につきまして、昨年11月11日に開催されました当委員会におきまして、その素案をご説明していただきましたけれども、昨年12月20日に開催されました飯塚市地域公共交通協議会で議論を踏まえまして、令和4年度の運行計画を決定いたしましたので、今回はその内容につきまして、素案からの変更部分を中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず資料1にコミュニティ交通体系の全体像をお示しさせていただいております。運行の枠組みにつきましては、素案の内容から特段の変更はございません。

地区間輸送につきましては、コミュニティバスについては、本市単独運行の「筑穂・高田線」及び宮若市との共同運行による「宮若・飯塚線」の2路線で担うものとします。

地区内輸送については、デマンド型の予約乗合タクシーに加え、定時定路線型のエリアワゴンの2種類の交通機関を併用運行いたします。なお、一部の地区では、予約乗合タクシーの切り替え方式による路線ワゴンの運行も行います。

運賃につきましては、コミュニティバスは200円、予約乗合タクシーは300円と、現行と同額です。地区内定時定路線型運行のエリアワゴンと路線ワゴンにつきましては100円といたします。

全交通機関共通の回数券につきましては、現在100円券の13枚つづり、1300円分を1千円で販売しておりますが、現在の買物ワゴンが無料であることや高齢者の利用負担軽減、また、リピート利用・乗継利用促進効果等を考慮いたしまして、つづり枚数を1枚増やし、14枚つづりを1千円で販売いたします。

次に、資料2をご参照ください。各交通機関について、この資料2を中心にご説明させていただきます。それぞれの路線図やダイヤにつきましては、資料3から7にお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。この資料2では、備考の部分に素案からの変更内容を青色の文字で記載しております。この変更部分につきましては、素案段階で調整中であった事項や、住民説明会等でご意見やご要望をお聞きする中で、4月からの運行で実現できるものを採用しております。

まず、コミュニティバスにつきましては、左上の表に記載しております。備考欄に記載しておりますが、現在の筑穂・飯塚線においてもバス停が設置されております「吉田」を今回追加しております。資料3に路線図、資料4に運行ダイヤを添付しております。また、宮若市との

共同運行の宮若・飯塚線につきましては現在の運行を継続いたします。

次に、予約乗合タクシーにつきましては、資料2にまた戻っていただきまして、その左半分、下段のほうに運行内容、運営方法を事項別にまとめております。運行車両の種類につきまして、利用状況やコストダウン等を考慮しまして、一部は現状のワゴン型車両ではなく、セダン型車両の使用も可としておりまして、地区内の車両数、また利用状況等を踏まえまして、令和4年度は筑穂地区で使用している車両3台のうち1台をセダン型の車両とする予定としております。

次に、エリアワゴン・路線ワゴンの運行内容につきましては、同じく資料2の右側にまとめております。これらの事項のうち、運賃割引制度については検討中と前回説明していましたが、住民説明会でのアンケート調査等を踏まえまして、検討いたしまして、障がい者手帳所持者が介護者と同乗される場合には、障がい者手帳を所持されている方は運賃100円をいただきますが、介護者につきましては100円割引を適用し、運賃ゼロ円をご利用いただくようにいたします。

次に、エリアワゴンと路線ワゴンの停留所やダイヤにつきましては、停留所の追加等の一部変更を行っております。それらにつきましては備考欄に記載させていただいておりますが、これらの内容を含めまして、全体の流れとして、資料5に地区別の車両別・曜日別の運行状況の一覧表を添付させていただいております。また、資料6には各地区の路線図、資料7には運行ダイヤをお示しさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、詳細な停留所の場所や運行ダイヤにつきましては、今後、警察等の関係機関等と協議調整を行い、現在も行っているところをごさいます。運行上の安全性の確保等の観点から、軽微な変更を行う場合もございます。

以上で、令和4年度のコミュニティ交通の運行計画の説明を終わります。引き続き、資料8の住民説明会について、ご説明させていただきます。この資料8につきましては、2月1日に隣組回覧で全地区に配付したものでございまして、2月14日から3月9日の間に、12地区におきまして説明会を開催するお知らせでございます。コミュニティ交通等をご利用いただいている方に参加いただけるように、このチラシのほか、コミュニティバス、予約乗合タクシー、買物ワゴンの各車両でも説明会開催の案内をしております。また、参加出来なかった方につきましては、市のホームページへ掲載するとともに、説明会資料を交流センターに設置するようにいたします。また、3月中旬には令和4年度のコミュニティ交通の利用ガイドを全戸配付するようにしております。それにより、4月からの運行内容をお知らせしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

ただいま説明いただきました分につきまして、ちょっと住民説明会のことに関して、1点だけちょっと聞かせてください。これから、今日が2日ですので、穂波地区を最初に、これから住民説明会が行われていくと思うんですけど、実際、今コロナの感染症がはやったりしていて、なかなか集まるといのは難しい状況になっているかと思うんですけど、その辺り、今のところ、これは予定どおり開催するという事でよろしいでしょうか。

○地域公共交通対策課長

はい、このチラシの中段に、ちょっと下線を引いて記載しておりますが、感染拡大の対応をさせていただく中で開催をするように考えております。なお、状況によりましては、変更があるかもしれませんが、この予定で開催するものとし、また、先ほどちょっと説明させていただきましたが、この内容につきまして、後日でもご確認いただけるように、チラシを含め、会議

資料、説明会の資料等も皆さんに持ち帰っていただけるように、交流センターに設置するように考えております。また、個別にでも、私どもにお話がありますと、丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○永末委員

そういった形でされるということなんですけど、感染対策も当然いろいろ考えてやられるということでもよろしいでしょうか。

○地域公共交通対策課長

はい、おっしゃるように、そのような対策をとってやりたいと思っております。

○永末委員

その辺りも周知されて、実行されると思いますので、いらっしゃる方はそういったことが対策されてあるんだということではいらっしゃるかと思うんですけど、といっても、今までの説明会とかに比べて、やっぱり来やすい状況ではないと思うんですよ。ただ一方で、4月から大きく市民にとって、大変大きな内容でありますこのコミュニティ交通のこの変更がありますので、やはりそこにその説明というのはしっかりやっぱり市民の方も受けられたいとは思っています。そういったちょっと状況がある中で、市として、例えばオンラインでの配信といいますか、説明会の、そういうことは検討されてないんでしょうか。

○地域公共交通対策課長

現時点ではまだ検討しておりません。今後の状況を踏まえて考えたいと思います。

○永末委員

検討されてないのはどうしてですか。

○地域公共交通対策課長

現時点ではこの説明会を開催するということところで想定しておりましたので、検討はしていませんが、状況に応じた対応というのを、今後考えたいと思います。

○永末委員

状況に応じた対応というのは、これからちょっと実際、感染の状況がどうなっていくのかというのは全く見えませんので、そういった意味ではもう、今動かれるべきだと思うんですけど、実際このオンラインでの配信をやったほうがいいのではないかと私としては思うんですけど、検討はされるということなんですけど、時間もないですし、周知するに当たっても、またその時間も要るでしょうから、ぜひちょっと具体的にその方向性が、少しく答弁としていただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市民協働部長

感染状況を踏まえた中でこの説明会をどうするかということでございますが、まず一番に考えていくのは、私どものイベントとこういう会議については、今コロナ対策でいいますと、まずは延期または中止というようなことを考えています。それで、高齢者の方が今回の説明会の主たるものになりますので、まずは、2月中旬というのがどういう状況になるのか、その場合については延期ということを手段として、また考えていきたいと思っております。それで、オンラインにつきましては、ユーチューブとかそういう録画の分については、これについてはちょっと今まだ検討はしていませんけれども、今後そういうものは必要になってくると思いますので、これはここだけの問題ではないと思っておりますので、検討はしていきたいと思っております。ただ、説明会につきましては、できるだけ面前というか、そういうところでやりたいというのがございますので、状況によっては延期というところも選択肢の中で考えていきたいと思っております。

○永末委員

延期といいましても、最初、説明会されて、12地区ですかね、回れる中でも3月になってくるわけではないですか。延期がどのぐらいできるのかということもあったりすると思うの

で、そういった意味では、期間が後ろに行けば行くほど、スタートするまでの時間も短くなっていくわけですから、あまりこう延期というのでも、当然そういった選択肢も考えるべきだと思うんですけど、実際に開催される内容というのを、どこかの会場に絞って、オンラインというのを取り入れてみるという考えでいいのではないかなと思うんですけど、実際にやっている状況をオンラインで配信するという考え方でいいのではないかなと思うんですが、その点に関しまして、いかがですか。

○市民協働部長

オンラインについては先ほどから申ししておりますように、検討をちょっとさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

一つだけお聞きします。今ちょっと時刻表を私、見ているんですけど、かなり複雑なんですけど、この周知というか、例えばバス停に、西鉄バスみたいに時間を書いたりとか、当然ホームページにも出てきましょうけど、何か冊子か何か作って配るとか、そういうことも考えてあるんですか。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通の運行ダイヤ等の周知につきましては、3月中旬に利用ガイドという冊子を全戸配付する予定にしております。その中で、その地区の路線図、運行ダイヤ等を記載して、周知する予定にしております。

○城丸委員

それと最初に言ったバス停に行ったら分かるというふうなこともされるのですか。

○地域公共交通対策課長

はい、質問者がおっしゃいますように、バス停の表示板に時刻表等を掲示してお知らせする予定にしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

4月からスタートということで、今現状で、説明の中にもありましたとおり、私の理解としては国の許可を得た上で、あと警察等の現場の許可というお話でしたけど、スケジュール的にはそこで間違いはないですか。今の進行状況と、あと最終確定、説明会もあるわけですけど、それまでに間に合うのか、新年度に間に合うのかというのは、その辺はどうなんでしょう。

○地域公共交通対策課長

質問者がおっしゃいますように、4月からの運行に向けた手続というのは、現状想定しているスケジュールどおりに進んでおります。現状といたしまして、今回の運行を担っていただく事業者の選定の作業をしているところでございまして、また、先ほど申しましたけれども、バス停を設置するに当たっての警察協議、また、運行するに当たっての運輸局等との手続関係の調整を現在行っております。4月からの運行には、現状のスケジュールでいけば問題ないというふうに考えております。また、今回の説明会につきましては、運行内容の説明を一般の方々にさせていただくという状況でございまして、運行ダイヤとかバス停だとか、そういったところの各地区の状況を一般の方向けに説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○吉田委員

その点については分かりましたけど、これが今警察の許可ということで、バス停の設置等を、今警察のほうに依頼して調査はあっていると思うんですけど、この路線が、前回委員会的时候にもありますし、今回もありますけど、路線図から大きく変更しなくてはいけないという可能

性はないものとしてみて間違いはないですか。

○地域公共交通対策課長

はい、現在の協議調整の段階でございますが、今、質問者がおっしゃられるような大幅な変更というのはないものと考えております。また、現在調整している部分というのは、バス停の位置などを数メートル程度動かすとか、交差点から離れたところに設置するとか、そういった部分の個別の軽微な範囲での変更・調整というような認識で対応させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がありませんので、本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画（素案）の策定について」、報告を求めます。

○人権・同和政策課長

「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画（素案）の策定について」ご報告いたします。

資料1、実施計画（素案）をお願いいたします。まず策定の経緯になりますが、これまで「第2次実施計画」「部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に沿って人権教育・啓発を推進してまいりました。令和2年度に「人権教育・啓発基本指針」を改定し、その基本指針に基づき、第3次実施計画を策定することとしております。この第3次実施計画の構成につきましては、第1章から第3章に、最後に資料編となっております。全部で約70ページの冊子となっております。

第1章、計画概要になりますが、4ページをお願いいたします。4ページには「SDGsと人権について」を新たに盛り込んでおります。

続きまして、第2章、人権全般に関する基本的施策の推進ですが、6ページをお願いいたします。令和元年の意識調査の結果分析において、講演会や研修会の受講の有無や受講回数によって、人権意識の差が表れており、啓発事業への継続・反復した参加の重要性が明らかになっております。このようなことから、これまで取り組んできた、市民の主体的な人権啓発活動の促進と、人権教育・啓発に関する情報提供の充実は、今後も継続していくことが重要であるため、6ページから7ページにかけて、課題目標を達成するための方策を掲載しております。また、9ページをお願いします。人権擁護に資する施策の推進につきましては、基本的な方向性や課題目標を達成するための方策を、この9ページに掲載しております。

続きまして、第3章、分野別人権施策の推進ですが、11ページをお願いいたします。まず、部落差別問題ですが、16ページからとなっております。女性の人権問題につきましては20ページから、子どもの人権問題につきましては28ページから、高齢者の人権問題につきましては34ページから、障がいのある人の人権問題は40ページから、外国人の人権問題につきましては43ページから、様々な人権問題と続いております。基本指針に基づいた項目で、課題や方向性をそれぞれに追加しております。その中でも、47ページをお願いいたします。上の表の施策項目に「③新型コロナウイルス感染症等についての理解促進」を追加し、偏見や差別が生じないように、正しい知識の理解のため啓発に努めることとしております。49ページからは資料編となり、法律、条例などを掲載し、用語の解説につきましては、それぞれ各ページの下段に掲載しております。

次に市民意見募集になります。資料2の市民意見募集チラシをお願いいたします。1ページ

から2ページには公表する資料、閲覧場所、募集方法など、内容について掲載しております。  
3ページには意見提出用紙となっており、下段に提出方法などを掲載しております。

最後になりますが、今後の予定です。市民意見募集を2月1日、昨日から始めており、2月末まで、28日まで行い、その中で提出された意見を踏まえ、昨年10月に設置いたしました「飯塚市人権教育・啓発実施計画策定委員会」での協議を経て、3月下旬に完成としております。実施計画策定後は計画の進捗状況を管理しながら、人権問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、ご報告に代えます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○環境対策課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料工事請負変更契約報告書をお願いいたします。昨年8月3日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告しておりました埋立て処分場覆土工事につきまして、現契約額7996万1200円から119万3500円増額しまして、変更契約金額を8115万4700円とするものです。この変更契約の概要といたしましては、一次造成において、現地盤の転圧を行った結果、計画よりも地盤高が下がったことから、2次造成における計画高を確保するために、盛土の増工を行ったものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。